

医道審議会 医師分科会 医師臨床研修部会（4/28～持ち回り開催）

審議結果の概要①

■基本的な方針

新型コロナウイルス感染症による影響により、研修医が不利益を被ることのないよう、研修期間の延長をすることなく、到達目標を達成できるよう、研修の柔軟な運用を行う。また、地域の流行状況や各臨床研修医の研修の進捗に応じて、新型コロナウイルス感染症診療へ参加することで、感染症への対応能力の向上の機会となるよう制度的な対応を行う。ただし、研修医の新型コロナウイルス感染症対応業務への従事にあたっては、研修医本人の意思・研修医の習熟度・指導の体制・感染対策の観点から総合的に判断すること。

1. 地域医療研修が実施できない場合の取扱いについて

原則：研修予定期間内に地域医療研修を行えるよう、研修先の変更も含め、可能な限り調整を行うこと

特例：感染がさらに拡大し遷延した地域等において、上記の原則の遵守が困難である場合は、地域医療研修の代替として、基幹施設または協力施設における下記の研修を合計4週以上行い、到達目標が達成されたと判断された場合に限り、研修の修了を認めることとする。

○一般外来

○救急外来における初診診療

○在宅医療

○退院支援等、他施設との連携が必要な業務（慢性期・回復期病棟における当該業務を含む）

○保健指導等の地域保健にかかる業務（保健所等における新型コロナウイルス感染症対応を含む）

ただし、2020年度研修開始の臨床研修医については、地域医療研修で外来研修が実施できない場合は、他の診療科の研修時に行うこと。

2. 選択必修科目の研修が行えない場合の取扱いについて

原則：1. 研修予定であった選択必修診療科の実施時期を調整し、研修を行うこと

2. 他の選択必修診療科の研修が可能である場合、研修可能な診療科における研修を行うこと

特例：○上記の原則の遵守が困難である場合は、救急研修の期間を延長する等、その後の研修において幅広い疾患・患者を経験できる配慮を行った上で、研修修了時に到達目標を達成できた場合に限り、研修の修了を認めることとする。

○予定した診療科での研修ができないことを考慮し、経験が求められる疾患・病態についての症例レポートについては、入院患者の受け持ちのみではなく、外来診療で経験した症例について作成することを可能とする。

3. ローテートは可能だが、新型コロナウイルス感染症対応のため、症例が減少している場合の取扱いについて

原則：診療体制が正常化した後に、当該診療科の研修期間を再度設け、必要な症例を経験すること。

特例：他の領域の研修時に可能な限り当該診療科に準ずる経験を積み、到達目標が達成された場合に限り、研修の修了を認めることとする。

例）・外科について、整形外科や脳神経外科等、他の診療科の研修において、周術期管理を経験する。

・手技については、救急外来での診療において経験する。

・麻酔科について、集中治療室での研修において、全身管理を経験する。

4. 新型コロナウイルス感染症対応業務への研修医の従事について

○適切な研修が行うことができない期間があることに鑑み、新型コロナウイルス感染症対応業務を通じて不足する経験を補うことも可能である。

○ただし、臨床研修医が新型コロナウイルス感染症診療に参加するにあたっては、事務連絡で紹介するツール等を用いて、疾患の特徴などを学修し、感染防御策も修得した上で当たるよう指導すること。

○新型コロナウイルス感染症診療への参加は研修医の習熟度によっては、研修医・指導医共に負担増となる可能性もあるため、各施設の実情に応じて判断することが望ましい。

○研修医が新型コロナウイルス感染症診療への従事に同意しないことが、本人の不利益とならないようにすること。